

豊田市 21 世紀高度先端産業立地補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内で工場を新設又は増設（以下「新設等」という。）して高度先端産業分野の製造業等を営む者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業（以下「製造業」という。）及び大分類G－情報通信業のうち、小分類391－ソフトウェア業に分類される産業をいう。

(2) 工場 製造業等の用に供する施設をいう。

(3) 研究所 製造業に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。

(4) 高度先端産業分野 次に掲げる分野をいう。

ア 航空宇宙関連分野

イ 環境・新エネルギー関連分野

ウ 健康長寿関連分野

エ 情報通信関連分野

オ 先端素材関連分野

カ ナノテクノロジー関連分野

キ バイオテクノロジー関連分野

ク その他市長が認める分野

(5) 企業 営利目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業は除く。）をいう。

(6) 新設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。

ア 新たに土地（既存の工場又は研究所（以下「工場等」という。）の敷地に隣接していない土地をいう。）を取得又は賃借（既に取得又は賃借している土地の初めての利用を含む。）し、工場を建設すること。（新規立地）

イ 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得若しくは賃借した隣接地（既に取得又は賃借している未利用である隣接地を含む。）に新たな工場を建設すること。（新築）

(7) 増設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。

ア 自ら所有又は賃借する既存の工場を増築すること。（増築）

イ 自ら所有又は賃借する工場において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。（設備一新）

(8) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中

小企業者のうち企業及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。

(9) 中堅企業 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第25項に規定する中堅企業者のうち企業をいう。

(10) 大企業 中小企業及び中堅企業のいずれにも該当しない企業をいう。

(11) みなし大企業 中小企業又は中堅企業であって、次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者

オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(12) 事業者 新設等を行う中小企業をいう。

(13) 事業所 単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人及び機械及び装置を有して経済活動が継続的に行われている場所的単位をいう。

(14) 固定資産取得費用 新設等する事業所の工事等に着手した日(以下「事業着手日」という。)から新設等する事業所が操業を開始した日までの期間に事業者が取得したもの(取得前において当該事業者又は当該事業者以外の者が過去に新設等に係る補助金その他の名目で市から交付を受けて行った当該新設等に係るものを除く。)であり、かつ、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産(土地を除く。)の対象となる資産の取得に要する費用のうち、次の各号の条件を満たす費用の合計額をいう。

ア 当該新設等に係る工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用

イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

ウ 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金(以下「県補助金」という。)交付要綱(平成24年4月)及び同要綱運用指針(平成24年4月)に規定する費用

(15) 常用雇用者 工場を主たる勤務地とし、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。

(16) 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「省令」という。)で定められている連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。

(17) 操業 第8条に規定する補助金交付対象事業者認定申請書に基づき、工場において事業活動を行うことをいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、中小企業が市内で工場を新設等して高度先端産業分野の製造業等を営む場合において、その費用の一部について補助金を交付することにより、本市の産業構造の高度化及び地域の活性化に資することを目的とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、高度先端産業分野の事業の用に供する工場を新設等する事業者とし、県補助金交付要綱第9条の規定により認定された事業を実施する者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいないこと。
- （2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- （3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- （4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- （5）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- （6）法人等の役員等又は使用人が、第1号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- （7）豊田市税を滞納していないこと。
- （8）新設等する事業所が公序良俗に反するおそれのある事業に供されるものでないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が市内に高度先端産業分野の事業に供する工場を新設等する事業であつて、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）当該工場等の新設等に伴う固定資産取得費用の合計額が2億円以上であること。
- （2）原則として、当該工場における常用雇用者が5人以上増加すること。
- （3）みなし大企業にあつては、過去に県補助金の交付を受けたことがある同一の事業所に

おける同一事業（以下「同一事業」という。）でないこと。

（４）県補助金交付要綱第９条の規定により認定された事業であって、県補助金の交付を辞退した事業でないこと。

（５）同一の事業所内において当該事業者が過去に市から新設等に係る補助金その他これらに類するものの交付を受けたことがある場合は、当該新設等に係る事業所の事業着手日前５年に当たる日までに操業を開始していること。ただし、豊田市成長投資促進条例（令和６年条例第４８号。以下「条例」という。）第３条第１号イの設備投資奨励金又は失効前の豊田市企業立地奨励条例（平成２９年条例第３７号。以下「旧条例」という。）第３条第１号イの中小企業設備投資奨励金の交付を受けた事業所で、固定資産取得費用に含まれる償却資産の取得費用が１億円以下であった場合は、当該新設等に係る事業所の事業着手日前１年に当たる日までに操業を開始していること。

（補助対象経費）

第６条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、当該工場の新設等に伴う固定資産取得費用に限る。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- （１）消費税相当額
- （２）地方消費税相当額
- （３）過去に奨励金その他の名目で市から交付を受けた資産に係る経費
- （４）その他市長が不適当と認める経費

（補助金額等）

第７条 補助金の額及び限度額については別表に定める額とし、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２ 過去に県補助金の対象となった工場等がある企業グループの事業所の敷地内に当該企業グループの企業（自社も含む。）が工場を立地する場合の当該企業グループ当たりの補助金の総額は、１００億円を限度とする。ただし、省令で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

（認定申請）

第８条 補助対象事業者は、新設等に係る事業所の事業着手日（当該新設等に係る工場の建物を新たに賃借する場合は、その契約を締結する日）から起算して３０日前までに補助金交付対象事業者認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （１）誓約書（様式第２号）
- （２）役員一覧表（様式第３号）
- （３）法人の履歴事項証明書の写し（３か月以内に発行されたものに限る。）
- （４）委任状（様式第４号）（申請を第三者に委任する場合に限る。）

- (5) 企業の概要書（企業パンフレット等）
- (6) 事業計画書
- (7) 家屋の配置図及び各階平面図
- (8) 直近2年間の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請（以下「認定申請」という。）は、同一の新設等について、条例第3条第1号アに規定する成長産業立地奨励金又は同号イに規定する設備投資奨励金若しくは豊田市創造産業立地補助金交付要綱（令和6年4月）に規定する豊田市創造産業立地補助金と重複して申請することができない。

（認定可否の決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付対象事業者として承認又は却下を決定するものとし、その結果について、補助金交付対象事業者認定可否決定書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付対象事業者として承認の決定（以下「認定決定」という。）をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、前条の申請をする補助対象事業者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

（内容変更等）

第10条 認定決定を受けた補助対象事業者（以下「認定事業者」という。）は、第13条第2項に規定する操業継続期間が満了するまでの間に、認定決定を受けた補助対象事業（以下「認定事業」という。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）が生じるときは、あらかじめ市長に認定事業計画変更承認申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、認定事業計画の変更の承認又は却下を認定事業計画変更可否決定書（様式第7号）により、当該認定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する認定事業の変更承認の決定（以下「変更認定決定」という。）をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

4 認定事業者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに市長に認定事業中止・廃止届（様式第8号）を届け出なければならない。

（1）認定事業を中止又は廃止するとき。

（2）第4条各号に規定する補助対象事業者の要件を満たさなくなるとき。

(3) 第5条各号に規定する補助対象事業の要件を満たさなくなるとき。

(認定決定の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に規定する補助対象事業者の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 第5条各号に規定する補助対象事業の要件を欠くこととなったとき。
- (3) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第13条第1項で定める期間内に認定事業に係る工場等の操業を開始しないとき。
- (5) 偽りその他不正な行為により、認定を受けたとき。
- (6) この要綱又は規則に違反したとき。
- (7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(地位の承継)

第12条 合併、分割、相続その他の理由により、認定事業者の地位を承継した者は、速やかに認定事業者承継申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 役員一覧表(様式第3号)
- (3) 法人の履歴事項証明書の写し(3か月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 委任状(様式第4号)(申請を第三者に委任する場合に限る。)
- (5) 企業の概要書(企業パンフレット等)
- (6) 直近2年間の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの)
- (7) 認定事業者の地位を承継したことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、認定事業者として承認又は却下を決定するものとし、その結果について、認定事業者承継可否決定書(様式第10号)により通知するものとする。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、第1項の申請をする者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

(操業開始期日、操業継続期間、事業着手届及び操業開始届)

第13条 認定事業者は、第8条の規定による補助金交付対象事業者認定申請書を提出した日の翌日から起算して3年以内に認定事業に係る工場の操業を開始しなければならない。

2 認定事業者は、当該工場の操業を操業開始の日からの翌日から起算して5年間継続しな

なければならない。

- 3 認定事業者は、新設等に係る工事等に着手したときは、速やかに市長に事業着手届（様式第11号）を届け出なければならない。
- 4 認定事業者は、認定事業に係る工場の操業を開始したときは、速やかに市長に事業所操業開始届（様式第12号）を届け出なければならない。

（交付申請及び実績報告）

第14条 認定事業者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、当該新設等に係る工場の操業を開始した日の翌日から起算して10月以内に、市長に提出しなければならない。

- （1）固定資産取得費用を証する書類
- （2）固定資産台帳
- （3）対象の常用雇用者一覧表
- （4）建築基準法に基づく検査済証の写し（設備一新の場合を除く。）
- （5）建築図面（設備一新の場合を除く。）
- （6）委任状（様式第4号）（申請を第三者に委任する場合に限る。）
- （7）その他市長が必要と認めるもの

（交付可否の決定、補助金額の確定及び交付）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付可否及び予算の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、補助金交付可否決定通知書（様式第14号）により当該認定事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた認定事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、市長が指定する請求書により、速やかに補助金の請求をするものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定事業者から補助金の請求を受けたときは、第1項の規定により確定した補助金額を当該交付決定事業者に交付するものとする。
- 4 市長は、交付する補助金の額が2億円を超えるとときは、2年間に分割して交付することができる。
- 5 前項の規定により補助金を分割して交付する期間内において、当該工場の操業が休止又は廃止されたときは、市長は、以後の補助金の交付を行わないものとする。

（検査）

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、認定事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

- 2 認定事業者は、前項の規定に基づく検査を正当な理由なく、これを拒んではならない。

（帳簿等の保存期間）

第17条 認定事業者は、帳簿等の認定事業に係る全ての関係書類を、認定事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定事業者は、認定事業が完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する前に当該認定事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

(交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金)

第19条 市長は、交付決定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 第4条各号に規定する補助対象事業者の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 第5条各号に規定する補助対象事業の要件を欠くこととなったとき。
- (3) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第13条第2項で定める期間内に当該工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止したと認められるとき。
- (5) 第18条の規定に違反して当該認定事業により取得した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供したとき。
- (6) 偽りその他不正な行為により、認定を受けたとき。
- (7) この要綱又は規則に違反したとき。
- (8) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが著しく不適当であると認めるとき。

2 市長は、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を決定したときは、その旨を補助金取消等通知書(様式第15号)により、交付決定事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた交付決定事業者は、市長が別に定める期日までに返還を命ぜられた額を納付しなければならない。

4 交付決定事業者は、第1条の規定による補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

5 交付決定事業者は、第1条の規定による補助金の全部又は一部の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

6 前2項の場合において、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の一部を免除することができる。

(職権修正)

第20条 市長は、補助金の交付事務を行うに当たり、補助対象事業者から提出された第8条に規定する書類若しくは認定事業者から提出された第10条第1項、第4項、第12条第1項、第2項、第13条第3項、第4項又は第14条に規定する書類に不備があるときは、当該職員にこれを修正させることができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同要綱の失効前に認定を受けた認定事業者に対する当該認定に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(改正後の規定の適用)

2 改正後のこの要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第8条に規定する認定申請を行った者について適用する。

(令和7年4月1日から5月31日までの間に工場等の新設等に着手する場合の特例)

3 令和7年4月1日から5月31日までの間に工場等の新設等に着手する場合における第8条各項の適用については「新設等に係る事業所の事業着手日から起算して30日前まで」とあるのは「令和7年4月30日まで」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月31日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	補助金額	限度額
（１）中小企業（みなし大企業を除く。）が第２条第６号ア（新規立地）、イ（新築）又は第７号ア（増築）に規定する行為を行う場合	補助対象経費の１００分の１０の額	１０億円
（２）中小企業（みなし大企業を除く。）が第２条第７号イ（設備一新）に規定する行為を行う場合	補助対象経費の１００分の５の額	
（３）みなし大企業に該当する中小企業が第２条第６号ア（新規立地）、イ（新築）又は第７号ア（増築）に規定する行為を行う場合	補助対象経費の１００分の８の額	
（４）みなし大企業に該当する中小企業が第２条第７号イ（設備一新）に規定する行為を行う場合	補助対象経費の１００分の４の額	